

# 第1章 災害に強いまちづくり

## 第1節 都市の防災機能の強化

町をはじめ関係機関は、災害時の安全性を確保するため、市街地の面的整備や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設の災害対応力の強化、公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。

また、町は、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

《担当部・機関》

総務部、建設水道部、関係機関
----------------

### 第1 市街地の整備

#### 1 市街地の面的整備

町は、災害に強いまちづくりを促進するため、無秩序な市街化の防止、良好な住宅用地の供給、都市基盤施設の整備、生活環境の整備改善に努め都市防災構造化対策を推進する。

#### 2 市街地の不燃化の促進

地震時の火災、大規模市街地火災等を防止するため、商業系地域、幹線道路沿道で土地の高度利用を図るべき地域及び防災上不燃化を推進する必要がある地域については、都市計画の見直し時期に、可能な限り防火地域、準防火地域の指定を拡大し、都市の耐火・不燃化の促進を図る。

資料1-2-1 防火地域・準防火地域の指定状況 参照

### 第2 防災空間の整備

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難地及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として、又はヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

このため、町及び関係機関はこれらの都市基盤施設の整備に努め、防災空間の確保を図る。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

## 1 公園・緑地、広場等の整備

### (1) 公園の整備

災害時における避難地の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園の体系的な整備を推進する。このため、一時避難地となる都市公園等について、災害応急対策に必要な施設（放送施設、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等）の整備を進める。

なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

#### ア 防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等を整備する。

### (2) 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進し、街路樹や周辺緑地、生産緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

## 2 道路の整備

道路は、災害時における消防、救助、救護活動のための緊急交通路、災害応急活動のための物資の緊急交通路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、その機能充実及び整備に努める。

(1) 緊急交通路のネットワークを図るため、関係機関が行う国道423号、国道477号、府道茨木能勢線、府道余野車作線・余野茨木線・国崎野間口線の拡幅整備、国道423号バイパス整備及び第二名神自動車道の建設に協力する。

(2) 一時避難地と主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化を図るため、集落内の生活道路で緊急車輛の進入が困難な区間、車の対面が困難な区間の拡幅整備を進める。

(3) 延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化、不法占有物件の除去を推進するとともに、沿道建築物の不燃化、沿道施設の緑化を促進する。

## 3 河川・水路の整備

水害の未然防止のため、河川改修、農業用水路の改修、老朽ため池の整備を推進するとともに、河岸の河川空間が延焼遮断機能を有するよう、遊歩道の整備を促進するほか、災害時には河川・水路の流水が消防水利や生活用水として活用できるよう、適所に階段護岸等を導入するなど、親水性が高い護岸整備等を推進する。

## 第3 土木構造物の耐震対策

町及び土木構造物の管理者をはじめ関係機関は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を進める。

### 1 基本的考え方

- ( 1 ) 施設構造物の耐震対策にあたっては、
  - ア 供用期間中に 1 ~ 2 度発生する確率を持つ一般的な地震動
  - イ 発生確率は低いが高直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- ( 2 ) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じることなく、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、町の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。
- ( 3 ) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- ( 4 ) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- ( 5 ) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

## 2 道路施設

路面への崩落が予想される道路法面等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、道路橋等の耐震対策を実施する。特に緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づいて補強計画を策定し、耐震性の強化を図る。

一般橋りょう、横断歩道橋等については、点検マニュアルに基づき定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。

街路灯、道路標識、街路樹等の道路付帯施設については、強風及び地震に対する防災性能の向上を図るために必要な対策を講じる。

## 3 鉄道事業者

鉄道事業者は、駅舎、橋りょう、高架部、盛土部、トンネル等の点検を行い、耐震対策を実施する。

## 4 河川・水路

河川・水路による災害を防止するため、国や府と協力して堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、河川構造物の耐震性の向上に努める。

## 5 ため池施設

ため池による災害を防止するため、老朽化が予想されるため池の堤防等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、構造物の耐震性を向上するよう、ため池管理者に対して啓発指導を行う。

また、国・府の補助等による補強事業の推進を図る。

## 6 土砂災害防止施設

府は、急傾斜地崩壊防止施設及び土石流防止施設等の耐震対策を必要に応じて実施する。

## 第4 ライフライン災害予防対策

ライフライン等に関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

### 1 上水道（町）

災害による断水、減水を防止するため、上水道施設の強化と保全に努める。

#### （1）水道施設設備の強化

ア 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐える十分な強度の確保に努める。

イ 浄水施設等の拠点施設については、構造物、機械設備及び場内管路の耐震化を図るとともに、管路には町域の地質調査を参考に耐震性の高い管材料や伸縮可とう性継手等を導入し、耐震管路網の整備に努める。

（ア）浄水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化

（イ）医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化

（ウ）施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備

ウ 浄水池・配水池容量の増強、管路の多重化・ループ化及び水源の複数化等による補完機能の強化を進める。

エ 常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

オ 施設（管路）の老朽度に応じ、老朽管対策事業などに積極的に取り組み、更新、予備施設の整備等を計画的に進める。

#### （2）水道の安定供給

ア 町全域を対象とする上水道整備計画に基づき、上水道事業の推進を図る。

イ 簡易水道の整備統合を図る。

ウ 全町を対象とした府営水道を導入し、安定給水に努める。

### 2 下水道（町）

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設・設備の強化と保全に努める。

#### （1）下水道施設の耐震化

管渠については、変位を吸収する措置等による耐震性の向上、ポンプ場の耐震化を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。

施設設備の補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。

#### （2）機能の確保

管渠、ポンプ場の重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保を図るとともに、下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報を常に把握する。

#### （3）貯留雨水の有効利用

災害時において貯留雨水などを防火用水、雑用水として利用できるよう検討し、下水道資源の

多目的有効利用を推進する。

### 3 電力供給施設（関西電力株式会社池田営業所）

災害による電気の供給停止を防止するため、次のような電力供給施設の強化と保全を図る。

- (1) 電力供給施設の耐震性等の確保  
発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐える十分な強度の確保を図る。
- (2) 電力の安定供給  
電気設備の予防点検を行うとともに、電力供給系統の多重化を推進する。
- (3) 施設設備の維持保全等  
電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 計画的な整備等  
施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

### 4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部）

災害によるガスの漏えいを防止するため、次のようなガス供給施設の強化と保全を図る。

- (1) ガス供給施設の耐震性確保  
製造所・供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) ガス導管、継手の耐震性確保  
高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) 施設設備の維持保全等  
ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 計画的な整備等  
施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

### 5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社池田営業所）

災害による通信の途絶を防止するため、次のような電気通信設備等の強化と保全を図る。

- (1) 電気通信施設の信頼性向上  
電気通信施設の立地に応じた耐水構造化、耐風構造化、地震又は火災に備えた主要通信設備等の耐震・耐火構造化など防災性の強化を推進する。  
また、主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造や中継交換機の分散設置、予備電源の設置などシステムのバックアップ体制の確立を推進する。  
重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- (2) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化  
電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

( 3 ) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める

( 1 ) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝( C・C・BOX )は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

( 2 ) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

7 放送施設( 日本放送協会、一般放送事業者 )

災害時の放送が確保されるよう、放送施設・設備の防災性の強化と保全に努める。

## 第2節 建築物等の安全対策

町、府及び関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。特に、公立教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

《担当部・機関》

建設水道部、消防本部、教育委員会、府、関係機関

### 第1 建築物等の耐震対策

町、府及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、「大阪府既存建築物耐震改修促進計画」等に基づき、「町既存建築物耐震改修促進実施計画」を策定し、昭和56年（1981年）以前に建設された、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後に建設された建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

#### 1 公共建築物の耐震診断・改修の促進

町有建築物の耐震診断・改修については、耐震改修促進法の趣旨及び防災上の観点から民間建築物の模範となるよう、率先して計画的に推進するものとし、災害対策本部が設置される町役場、避難所に指定されている小・中学校等災害時に重要な機能を果たすべき建築物、不特定多数のものが利用する建築物について耐震診断・改修を実施する。

#### 2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

民間建築物のうち、耐震診断を促進すべき建築物としては、耐震改修促進法に規定された特定建築物、特定建築物と同規模の分譲共同住宅について、耐震診断・改修を促進する。

- (1) 本町における民間建築物の耐震性向上のため、府の「民間建築物の所有者等への耐震診断・改修に関する指導・助言等」に協力しつつ、積極的に施策を展開する。
- (2) 府が実施するアンケート調査等については、その結果の把握に努めるとともに、現地調査の必要なものについては、府と協議し、府と同行又は単独調査（外観調査のみの場合）を行う。
- (3) 建築物所有者等からの問い合わせ、相談については、担当窓口（建設水道部建設課）で受け、必要に応じて府及び府が設置した相談窓口等を紹介するとともに、備え付けのパンフレット等での啓発を行う。

#### 3 関連施策の推進

- (1) 宅地の安全対策については、府が作成したパンフレット等を活用して普及啓発に努める。
- (2) ブロック塀の安全対策については、府が作成したパンフレット等を活用して普及啓発に努

める。

#### 4 計画の推進方策

##### (1) 予算の確保

町有建築物については、災害時に果たすべき機能の重要度及び優先度を考慮し、耐震診断・改修が計画的に推進されるよう予算の確保に努める。

##### (2) 組織体制の整備

庁内の役割分担を確立するとともに、庁外については、府及び関係機関等との連携体制を整備する。

##### (3) 役割分担の明確化

計画推進に向けては、府、町という行政機関だけではなく、建築物所有者、建築士、建築事務所等の関連する団体が、それぞれの役割を明確化するとともに、相互の連携を図りながら既存建築物の耐震性向上をめざす。

##### (4) 進行状況の把握及び進行管理

府において進行管理プログラムが作成されており、町においてもデータベースの管理を検討する。

また、府は、指導助言又は指示を行う場合は町に連絡することとなっており、本町においてもその情報によって住民から相談等があった場合は適切に対応するとともに、府との情報交換等を密にして対応する。

## 第2 建築物等の防火・安全化対策

町及び府は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や福祉対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

また、府の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、不特定多数の人々が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1 「災害危険区域」(府建築基準法施行条例第3条)の指定により急傾斜地等の災害発生の危険性が高い地区などにおける建築規制を行うとともに、関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、住民に対し建築物に関する防火対策、液状化対策等の災害予防の知識の普及に努める。

## 2 特殊建築物等の安全確保

### (1) 防災指導

不特定多数の人々が出入りする特殊建築物等については、建築基準法(第12条)に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。

### (2) 防火設備の充実

消火設備、避雷設備などの防災設備を設置又は改修するとともに、警備体制の充実を図る。

### (3) 自主防火管理体制の強化



管理者などに対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。

#### (4) 立入検査の実施

定期的あるいは随時に消防法に基づく立入検査を実施し、防災に関する指導を行う。

### 3 建築物等の福祉的整備

府の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、建築物等の福祉的整備を図る。

### 4 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

### 5 屋外広告物等の落下防止

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携のもとに、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

### 6 地下空間の浸水防止

ホームページ等で、地下駐輪場等の出入口における浸水を防止するための具体的事例等必要な情報の提供に努める。

## 第3 文化財の保護

文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

### 1 文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護強調週間、保護月間、防火デー等の行事を通じて所有者、住民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

### 2 予防体制の確立

#### (1) 初期消火と自衛組織の確立

#### (2) 防災関係機関との連携

#### (3) 地域住民との連携

### 3 消防用設備の整備、保存施設等の充実

#### (1) 消防用設備等の設置促進

## 第3節 水害予防対策

町・府及び関係機関は、台風、集中豪雨、地震に伴う水防施設の崩壊による河川・水路、ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

《担当部・機関》

建設水道部、消防本部、府、関係機関
-------------------

### 第1 河川の改修

町内を流れる河川は、余野川、初谷川、木代川、切畑川、石田川、ガウナイ川、保の谷川、中の谷川、北の谷川、寺田川、高山川、大丸川、平井川、牧川、野間口川であり、町が管理する河川は高山川、大丸川、平井川、牧川、野間口川である。

各河川管理者は、連携、協力しながら、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

#### 1 水害の防止

- (1) 町は府と協力して、都市化による雨水流出量の増大や山地開発、農地の宅地化等による出水状況の変化に即応できるよう改修計画を必要に応じて再検討する。
- (2) 町内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能の向上に努める。
- (3) 町が管理する水路の改修や雨水貯留施設の整備については、公共下水道と猪名川流域下水道との整合を図りながら推進する。
- (4) 町は、農地内の灌水による被害を防止軽減するため、ポンプその他の排水施設の改良、新設を推進する。

#### 2 水防施設等の点検・整備

##### (1) 河川施設等の点検・整備

氾濫防止と治水機能維持のため、各河川管理者は、水防施設の点検・整備を行う。

##### (2) 雨量計・量水標の点検・整備

各河川管理者は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

#### 3 水防倉庫や資機材の点検・整備

町は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

#### 4 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用に努める。

資料1-2-2 河川・水路一覧表

資料1-2-3 水防倉庫一覧 参照

## 第2 水害防止対策の推進

国及び府が行う洪水予報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

### 1 国及び府の対応

国及び府は、水防法の規定に基づき、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川を指定し、気象庁長官と共同して洪水予報を行う。また、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

### 2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

町は、浸水想定区域の指定があった場合は、町地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、ハザードマップ等により、住民に周知するよう努める。

## 第3 地下空間浸水災害対策の強化

町は、気象予警報等の浸水の危険性に関する情報の入手に努める。また、地下駐輪場について、防水板、防水扉の整備、出入口のマウントアップ、土嚢の常備に努めるとともに、利用者等の避難誘導體制を整備し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるよう普及啓発する。

## 第4 下水道整備

浸水被害を防止するために適切な雨水の排除がなされるよう、下水道の整備に努める。

### 1 下水道施設の整備

町及び府は、降雨による浸水被害を防止するため、雨水管渠の整備に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。

### 2 水路施設の整備

町は、水路の改修整備事業を促進するとともに、町土地改良区等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

## 第5 農地防災対策

町及び府、町土地改良区、ため池管理者は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

### 1 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

### 2 老朽ため池

本町のため池は5箇所、各ため池管理者は、ため池の決壊等による災害を防止するため、雨期前に重点箇所の点検や清掃、降雨時の水位動向の監視等に努めるとともに、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、改修補強工事の実施に努める。

資料1-2-4 要水防ため池一覧表 参照

## 第4節 地盤災害予防対策

町、府、関係機関は、土砂災害等を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

《担当部・機関》

建設水道部、府、関係機関

### 第1 土石流対策

本町には、平成11年4月16日付建設省河砂発第20号による土石流危険渓流及び危険区域調査等により、土石流発生危険性があり、下流域に被害のおそれがあるとされる渓流は、101渓流ある。その内訳は、保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合を含む。）に被害の生じるおそれがある渓流（土石流危険渓流）が51渓流、保全人家1～4戸に被害の生じるおそれがある渓流（土石流危険渓流）が34渓流、保全人家はないが住宅等の新規立地が考えられる区域に流入する渓流（土石流危険渓流に準ずる渓流）が16渓流である（平成16年12月末現在）。

#### 1 土石流対策の推進

- （1）土石流などの土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑制するため、国土交通大臣は「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- （2）府は、砂防指定地において一定の行為を禁止または制限するとともに、砂防事業を実施する。

#### 2 住民への周知

町は、府と協力して、住民に土石流危険渓流の周知を徹底するとともに、山鳴り等の災害の前兆現象について啓発を図る。

#### 3 パトロールの実施

町は、府と連携して、被害を受けやすい箇所等の実態を調査し、定期的なパトロールの実施に努める。

#### 4 警戒避難体制の整備

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- （1）住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- （2）大雨等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難勧告又は指示が実施できるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

## 【砂防指定地】

612ha（平成16年12月末現在）

資料1-2-5 土石流危険渓流 参照

## 第2 地すべり対策

本町には6箇所の地すべり危険箇所があり、そのうち地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）の指定はない（平成16年12月末現在）。

### 1 地すべり対策の推進

- （1）対策事業の一層の充実が図られるよう、府において対策事業が推進される。
- （2）地すべり危険箇所において、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為の禁止・制限が徹底されるよう、近畿地方整備局及び府において対策が講じられる。

### 2 住民への周知

町は府と協力して、住民に地すべり危険箇所の周知を徹底するとともに、地面にひび割れが生じる等の災害の前兆現象について啓発を図る。

### 3 パトロールの実施

町は、府及び関係機関と連携して地すべり状況を把握し、定期的なパトロールの実施に努める。

### 4 警戒避難体制の整備

町は、府及び関係機関と協力して災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- （1）町は、府及び関係機関と連携して常に地すべり危険箇所の監視を実施するとともに、必要に応じて地すべり伸縮計及び警報サイレンの設置について検討する。
- （2）地すべり危険箇所において異常現象等が生じた場合、迅速かつ的確な応急対策工事、警戒体制が取れるよう、府、府警察（豊能警察署）、町、能勢電鉄、阪急田園バス等の関係機関相互間の連絡体制を強化するとともに、情報交換に努める。
- （3）町は、住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- （4）大雨、地震等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難勧告又は指示がなされるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

資料1-2-6 地すべり危険箇所 参照

## 第3 急傾斜地崩壊対策

本町には、96箇所の急傾斜地崩壊危険箇所があり、そのうち3箇所（平成16年12月末現在）が急傾

斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）に指定されている。急傾斜地崩壊危険箇所の内訳は、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5m以上、傾斜度が30度以上で、被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館、発電所等のある場合を含む。）ある箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）が17箇所、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）が78箇所、被害想定区域内に人家がない箇所で、延長が100mを超える斜面（急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面）が1箇所である（平成16年12月末現在）。

## 1 急傾斜地崩壊防止対策の推進

- (1) 急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、府において、対策事業が推進される。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域における、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為の禁止・制限が徹底されるよう、府において対策が講じられる。

## 2 住民への周知

町は府と協力して、住民に急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域の周知を徹底するとともに、がけに亀裂が生じる等の災害の前兆現象についての啓発を図る。

## 3 パトロールの実施

町は、府と連携して被害を受けやすい箇所等の実態を調査し、定期的なパトロールの実施に努める。

## 4 警戒避難体制の整備

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 指定区域内における警戒避難計画を定め、被害の軽減に努める。
- (2) 住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- (3) 大雨、地震等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難勧告又は指示がなされるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

資料1-2-7 急傾斜地崩壊危険箇所 参照

## 5 災害危険区域

### (1) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく大阪府建築基準法施行条例第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域、及び急傾斜地崩壊危険区域外の箇所についても、急傾斜地の崩壊による危険が著しい箇所については、災害危険区域として府が指定するが、本町での該当箇所は3箇所（平成16年12月末現在）である。

### (2) 行為の制限

災害危険区域においては、町は、建築基準法第39条第2項の規定に基づく大阪府建築基準法施

行条例第4条第2項の規定に基づき、住居の用に供する建築物について建築規制を行う。

資料1-2-8 災害危険区域 参照

#### 第4 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害防止法（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」）に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

府が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行った場合、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知させるよう努める。

土砂災害特別警戒区域における住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為をしようとする者に対しては、土砂災害防止法に基づく知事の許可を受けるよう指導する。

#### 第5 山地災害対策

町域内には、山地災害危険地区（山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりにより災害が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及びおそれのある地域）が47箇所ある。

##### 1 山地災害対策の推進

- （1）府は、土砂の流出や崩壊を未然に防止するため、治山事業を推進する。
- （2）府は、保安林において、一定の行為の制限が徹底されるよう、対策を講じる。

##### 2 住民への周知

町は府と連携して、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、山地災害危険地区の周知に努める。

【山地災害危険地区】（平成16年12月末現在）

山腹崩壊危険地区	27箇所
地すべり危険地区	0箇所
崩壊土砂流出危険地区	20箇所

資料1-2-9 山腹崩壊危険地区

資料1-2-10 崩壊土砂流出危険地区 参照

#### 第6 宅地防災対策

本町の宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条）は合計3,120ha（平成16年12月末現在）が



指定されている。

### 1 造成行為の指導

- (1) 宅地造成工事規制区域内において、宅地造成に関する技術基準に適合するよう、開発事業者に対する指導や必要に応じて監督処分が行われるよう、府において対策が講じられる。
- (2) 町は、府と協力して、宅地造成や開発行為が許可申請時の計画内容であることを充分審査し、安全な宅地となるよう事業者に対して指導に努める。

### 2 宅地防災パトロールの実施

災害発生のおそれがある場合は、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所に接する宅地を重点的にパトロールし、必要に応じて応急措置を講じるなど、災害発生を未然に防止するよう努める。

### 3 危険宅地の解消

町は、府と協力して、土砂流出、擁壁崩壊等の危険宅地を発見した場合は、所有者等に改善勧告を実施するなど、危険宅地の解消に努める。

資料1-2-11 宅地造成工事規制区域指定 参照

## 第7 液状化対策

液状化対策については、液状化しても構造物の機能を確保するよう構造物側で対処する方法と、土木的な地盤改良工法等で液状化そのものを防止、軽減する方法があるが、市街地では液状化防止の地盤改良工事は困難であるため、町及び府は、公共建築物の新築、建て替え時に個別の液状化対策の対応を行うものとする。

また、液状化しやすい場所での上水道、下水道等の地中配管設備については、地盤特性を十分に把握し、適切な管種の選定、建物等との取付け部における伸縮性、可とう性のある管の採用等の必要な対策を講じるものとする。

## 第8 土砂災害情報相互通報システムの整備

土砂災害から人命を守るため、平常時から災害時を通じて土砂災害関連情報を住民と町が相互に通報するシステムを土砂災害情報相互通報システム整備事業によって構築する。

土砂災害情報相互通報システムについては第2章第2節第2の4土砂災害情報相互通報システムの整備参照。

## 第5節 危険物等災害予防対策の推進

消防本部は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《担当部・機関》

消防本部、府、関係機関

### 第1 危険物災害予防対策

危険物施設等は地震動や液状化によって、その施設が損傷し、飛散・漏えい・爆発・火災等によって、広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、保安体制の強化を図る。

#### 1 保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関と連携し講習会、研修会等の保安教育を実施するとともに予防規定の策定、危険物施設の定期点検の適正実施を指導する。

#### 2 規制・指導の強化

危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。

また、危険物施設等の設置又は変更許可にあたっては、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合し、かつ当該製造所、貯蔵所又は取扱所においての危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれのないことを十分考慮する。

さらに、次の事項を重点に保安検査、立入検査、強力な行政指導を行い、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 「危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準」に従って、検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載の方法の検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震及び浸水等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化
- (5) 関係機関と連携した、危険物運搬車両の一斉取締まりの実施

#### 3 事業所の防災組織の強化

事業所における防災組織の結成を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する危険物施設を保有する企業間の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進し、企業の消防力の向上を図る。

資料1-2-12 危険施設の現況 参照

## 第2 高圧ガス災害予防対策

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

資料1-2-13 高圧ガス施設の現況 参照

## 第3 放射線災害予防対策

府をはじめとする関係機関と協力し、施設の耐震・不燃化対策を推進する。放射性同位元素に係る施設の設置者等により、放射線防災に関する知識の普及など各種予防対策が講じられる。

放射性同位元素等使用事業所での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

## 第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、「地震防災対策特別措置法」(平成7年法律第111号)に定める第二次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力して、事業の推進に努める。

### 第1 対象地区

町全域

### 第2 計画の初年度

平成13年度

### 第3 計画対象事業

地震防災緊急五箇年計画の計画対象事業は、次のとおりである。なお、町域に関する事業は、3、8、9である。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾施設、漁港施設、又はヘリポート
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 7～10までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- 12 津波により生じる被害の発生を防止し、又は軽減することにより、円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- 13 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 14 地震災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 15 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 16 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 17 地震災害時において、必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

- 18 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 19 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- 20 1～19に掲げるもののほか、地震防災上整備すべき施設等であって政令で定めるもの

#### 第4 実施計画

町域における第二次地震防災緊急事業五箇年計画の対策事業は、次のとおりである。

事業名	事業主体	事業の概要	整備予定年度
消防用施設	豊能町 消防本部	耐震性貯水槽、消防ポンプ自動車、救助資機材等総合整備事業、 消防緊急通信指令施設	平成13年～17年度
地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設	豊能町	保育所の補強 (2か所)	平成17年度
公立小・中学校の改築又は補強	豊能町	小・中学校等危険建物の改築 (学校数 1校) 小・中学校等非木造校舎の補強 (学校数 1校)	平成16年度 平成17年度

## 第2章 災害に備えた防災体制の確立

### 第1節 防災組織及び活動組織の整備

町及び関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

《担当部、関係機関》

各部局、関係機関
----------

#### 第1 日常における防災対策の推進

##### 1 町防災対策推進協議会

###### (1) 目的

町は、日常的に総合的かつ計画的な町の防災対策を推進していくため、防災対策推進協議会を設置する。

###### (2) 防災対策推進協議会の構成員

防災対策推進協議会の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
会長	町長
副会長	助役、教育長
委員	総務部長、生活福祉部長、建設水道部長、教育次長、消防長、議会事務局長

###### (3) 事務局

事務局は、総務部自治人権課が行う。

##### 2 町防災会議

防災会議は、町防災会議条例（昭和38年6月25日条例第6号、改正平成12年3月30日条例第20号）に基づき設置される組織で、町長を会長とし、地域防災計画の作成と実施、災害時における情報の収集等を行う。

会 長 町長  
委 員

機 関 名	役 職
近畿農政局大阪農政事務所	地域課長
陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊	連隊長
大阪府豊能地域防災推進室	室長
大阪府池田土木事務所	所長
大阪府池田保健所	所長
大阪府豊能警察署	署長
豊能町	助役
豊能町	生活福祉部長
豊能町	建設水道部長
豊能町議会	事務局長
豊能町教育委員会	教育長
豊能町教育委員会	教育次長
豊能町消防本部	消防長
豊能町消防団	団長
関西電力株式会社池田営業所	所長
大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部	保安指令センター所長
西日本電信電話株式会社大阪支店	設備部災害対策室長
池田市医師会	理事
能勢電鉄株式会社	取締役鉄道事業部長
阪急田園バス株式会社	豊能支社長
豊能町自治会長会	会長

## 第2 活動組織の整備・充実

町は、災害の規模その他の状況にてらし、災害応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策活動体制を確立する。

### 1 参集の基準となる震度の判定

- (1) 勤務時間内においては、町役場に設置された計測震度計の震度階によって、庁内放送及び町防災行政無線等で関係部課長に連絡するものとする。
- (2) 勤務時間外においては、上記計測震度計の震度階によって、当直者（警備員）より連絡を受けた自治人権課長が総務部長と協議し、関係部課長に連絡するものとする。

なお、基準となる震度は、気象庁が発表する豊能町の震度（豊能町の震度が発表されない場合は、能勢町、池田市、箕面市、川西市等隣接する市町の震度）とする。

### 2 町災害対策本部（本部長：町長）

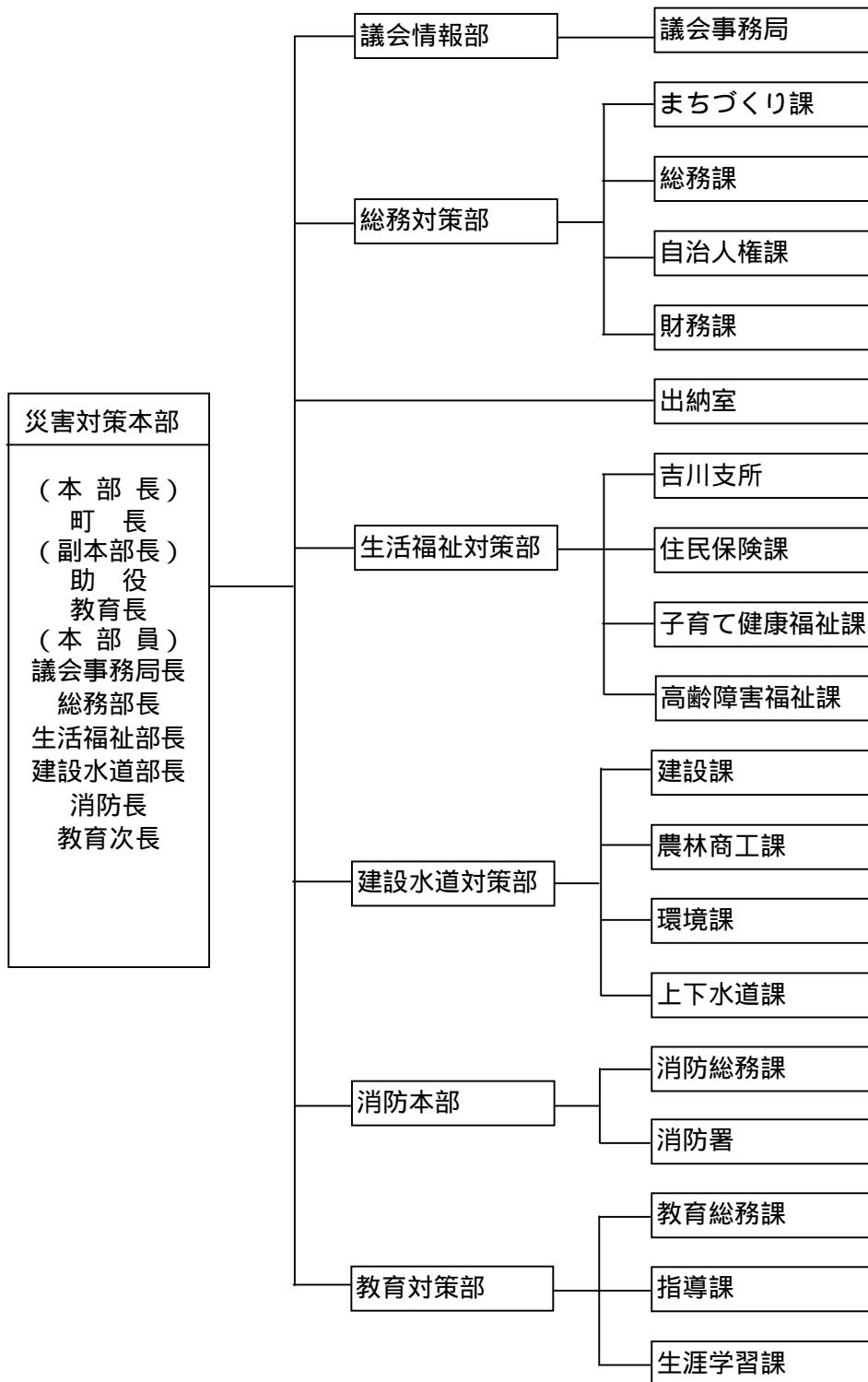
#### (1) 設置基準

- ア 震度5弱以上の地震が発生した場合（自動設置）
- イ 災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合
- ウ 大規模な災害の発生が予測され、その対策が必要と認められる場合
- エ その他町長が必要と認めた場合



(2) 組織体制

組織体制は、次のとおりとする。



(3) 設置場所

本部は、本庁2階大会議室に設置する。ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、町長は消防署東出張所2階会議室に設置する。

(4) 事務分掌

事務分掌を定め、その内容の習熟に努める。(地震編第1章第1節第3各部の事務分掌参照)

(5) 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、助役、教育長の順位で代行する。

3 現地災害対策本部(現地本部長及び本部員：災害対策本部長が指名する者)

災害対策本部長は、次の基準の場合、災害地付近に現地災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要がある場合
- イ 災害対策本部が設置され、西部地区に中・大規模な災害が発生した場合
- ウ その他災害対策本部長が必要と認めた場合

(2) 事務分掌

災害対策本部に準じる。(地震編第1章第1節第3各部の事務分掌参照)

4 警戒本部(本部長：助役)

町長は、次の基準の場合、助役を本部長とする警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 震度4の地震が発生した場合
- イ 町域に小規模若しくは中規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- ウ その他町長が必要と認めた場合

(2) 組織体制

警戒本部の組織体制は次のとおりとする。なお、必要に応じ関係部(局・室)長を出席させることができる。

職名	構成員
本部長	助役
副本部長	総務部長
本部員	議会事務局長、生活福祉部長、建設水道部長、消防長、教育次長

(3) 事務分掌

災害対策本部に準じる。(地震編第1章第1節第3各部の事務分掌参照)

(4) 設置場所

本部は、町役場内に設置する。災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、本部長の判断により町役場以外の他の町施設に設置する。

(5) 動員基準

ア 震度4の地震が発生し、警戒本部が設置された場合は警戒配備とする。(災害の規模その他の状況に応じて配備人員を増員する。)

イ その他必要に応じ、本部長が配備体制を指示する。

### 第3 動員体制の整備・充実

#### 1 職員の配備基準

町における防災活動を実施するため、職員の配備体制は次のとおりとする。

配備区分		配備時期	配備内容	配備人員
情報収集体制		1 災害発生のおそれがある気象予警報が発令される等通信情報収集活動の必要がある場合 2 震度3の地震が発生した場合	気象情報等の収集を実施する体制  災害情報の収集・伝達を実施する体制	6人程度
災害警戒本部	警戒配備	1 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難な場合 2 震度4の地震が発生した場合 3 その他必要により町長が当該配備を指令する場合	災害の発生を防ぎよするため通信活動、物資、資機材の点検整備及び災害に対する警戒を実施する体制	25人程度
	A号配備	1 小～中規模の災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合 2 その他必要により町長が当該配備を指令する場合	小規模又は中規模の災害応急対策を実施する体制	43人程度
災害対策本部	B号配備	1 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 2 その他必要により町長が当該配備を指令する場合	相当規模の災害応急対策を実施する体制	100人程度
	C号配備	1 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 2 震度5弱以上の地震が発生した場合 3 その他必要により町長が当該配備を指令する場合	町の総力をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

なお、町長は必要に応じ特に必要な課の職員に配備指令を発することがある。

【職員動員配備表】

部 名	課 名	配 備 人 員				
		情報収集 体 制	警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備
議会事務局			1	1	2	全 員
総務部	総務課 まちづくり課 自治人権課 財務課	2	5 (1) (1) (1) (1)	9 (2) (2) (2) (2)	14 (3) (3) (4) (3)	全 員
	出納室		1	1	2	全 員
生活福祉部	住民保険課 子育て健康福祉課 高齢障害福祉課 吉川支所		5 (1) (1) (1) (1)	9 (2) (2) (2) (2)	18 (3) (5) (6) (3)	全 員
建設水道部	建設課 農林商工課 上下水道課 環境課	2	5 (1) (1) (1) (1)	9 (2) (2) (2) (2)	15 (4) (3) (4) (3)	全 員
消防本部	消防総務課 消防署	2	4 (1) (2)	8 (2) (5)	28 (2) (25)	全 員
教育委員会	教育総務課 指導課 生涯学習課		4 (1) (1) (1)	6 (2) (1) (2)	21 (11) (2) (7)	全 員
計		6	25	43	100	

( )内の数字は、各課及び関係施設の配備人員数。

## 2 情報収集体制

震度3の地震発生等や気象警報の発令がなされた場合、必要に応じて情報収集を行うために、情報収集体制をとる。

## 3 緊急防災要員による初動体制

震度5弱以上の地震発生時に、迅速かつ的確な被害状況の把握及び避難所開設を行うため、町長は、避難所近隣に居住する職員を中心に、緊急防災要員を指名し、被害状況把握担当地域と開設担当避難所を指定する。

緊急防災要員は、震度5弱以上の地震が発生した場合、担当地域の被害状況の概括的把握を行い災害対策本部に報告するとともに、施設管理者による避難所開設が困難な場合は、避難所の開設を担当する。避難所開設後は、所属の事務分掌に基づく災害対策活動を実施する。

## 4 配備体制及び配備人員の整備

配備計画は原則として、各部局の長が部局内を調整して、必要な災害活動体制及び人員を編成し、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に周知徹底を図る。

また、職員の異動等により人員に変更が生じた場合、各部局の長はその都度配備職員数の把握、見直しを行う。

## 5 勤務時間外における職員連絡体制の確立

### (1) 主要防災職員への早期情報伝達

災害対策本部員等の防災担当職員に対し、情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話等情報伝達手段の整備に努める。

### (2) 各課の動員計画

各課長は、配備指令に直ちに依じられるよう、所属職員について、情報収集体制からC号配備までの指令ごとの出勤職員を把握し、各職員への周知徹底を図る。

### (3) 緊急連絡体制の整備

勤務時間外に職員を緊急に参集させる必要がある場合に備え、各部局の長は、常に所属職員の住所・電話番号等を把握し、連絡体制や連絡方法など速やかな連絡が取れる体制を整備するとともに職員にその周知徹底を図る。

### (4) 連絡責任者の指名

各課長は、所属課と災害対策本部との連絡にあたる連絡責任者を指名する。

## 6 職員参集の周知徹底

迅速かつ的確な初動活動を確保するため、職員へ参集基準の周知徹底を図るなど、参集体制の整備に努める。

## 7 初動活動期の参集可能職員の把握

各部の長は、公共交通機関や道路が寸断された場合に備え、所属職員の代替交通手段を調査し、参集に要する時間の把握に努める。

## 第4 防災中枢機能等の確保・充実

災害発生時に速やかに災害応急活動体制をとれるよう、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

### 1 防災中枢施設の整備

町は、災害対策本部となる町役場の耐震化、不燃化、自家発電設備等の整備等、防災機能の向上を図るとともに、大規模災害時においても通信システム、上下水道等ライフラインの応急確保ができるシステム構築に努める。また、災害対策本部室の代替施設となる消防署東出張所の整備に努める。

さらに、救急救助活動、消防活動の拠点である消防署の耐震化、不燃化等、防災機能の向上を促進する。

### 2 災害対策本部用備蓄

災害対策本部として必要となる飲料水・食糧等を備蓄する。

## 第5 地域防災拠点の整備

災害時に住民や行政などの防災活動の拠点となるよう、地域防災拠点の整備を推進する。

### 1 地域防災拠点

コミュニティのまとまりの区域となっている小学校区を基本単位として、中心となる小学校（5箇所）、中学校（2箇所）、スポーツセンターを地域防災拠点と位置づける。

### 2 防災機能の充実

災害時の地域防災拠点となる小・中学校と災害対策本部との連絡体制を強化するため、通信設備の充実に努めるとともに、防災用資機材の整備、非常用食糧等の備蓄など、防災機能の充実を図る。

#### 【地域防災拠点一覧】

施設名	所在地	電話番号	備考
東能勢小学校	余野1008	739-0016	地区防災拠点（備蓄倉庫、情報拠点、避難所）
旧高山小学校	高山10	739-0184	地区防災拠点（備蓄倉庫、情報拠点、避難所）
吉川小学校	吉川419	738-0843	地区防災拠点（備蓄倉庫、避難所）
光風台小学校	新光風台1-5-1	738-2361	地区防災拠点（情報拠点、避難所）
東ときわ台小学校	東ときわ台5-17	738-3451	地区防災拠点（備蓄倉庫、情報拠点、避難所）
東能勢中学校	余野159-2	739-0014	物資輸送拠点、応援部隊受入れ・活動拠点
吉川中学校	東ときわ台1-3-2	738-0845	物資輸送拠点、備蓄倉庫
ふれあい広場	東ときわ台2-1-1	738-5390	応援部隊受入れ・活動拠点
スポーツセンター シートス	新光風台3-1-10	738-1333	総合的な地域防災拠点（備蓄倉庫）

## 第6 関係機関等との連携体制の整備

### 1 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織の整備、改善を図るとともに、町との連携及び協力体制を確立する。

### 2 広域的な応援体制の確立

近隣での同時被災を考慮し、比較的離れた市町村との広域的な相互応援協定の締結等を検討する。

### 3 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

### 4 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

## 第7 防災訓練の実施

地域防災計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害発生時の防災体制の万全を期すことを目的として、総合防災訓練、その他の防災訓練の実施に努める。

実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、災害時要援護者の参加、必要に応じて交通規制を行うなど実践的な内容とするとともに、事後評価を行うものとする。

### 1 実施する訓練内容

#### (1) 総合防災訓練

関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策等が円滑に実施できるよう、消防機関、関係機関、自衛隊、住民の参加を得て、避難救助訓練、組織動員訓練、消防訓練、通信、ライフライン対応訓練、緊急輸送訓練、炊き出し訓練等の各種訓練項目を総合した防災訓練を実施する。

また、他の市町村との連携体制を強化するため、相互応援協定締結市町村と合同で広域的な防災訓練の実施を検討する。

#### (2) 地域防災訓練

防災意識の高揚を図るため自治会等の協力のもと、地域の実情にあった防災訓練を実施する。

#### (3) その他の防災訓練

##### ア 組織動員訓練

勤務時間内外において職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、連絡、非常参集について訓練を実施する。

##### イ 非常無線通信訓練

平常通信から非常通信への迅速な切換え、有線途絶時における無線通信機器の取扱操作、非常連絡先や通信内容の確認などについて訓練を実施する。

## ウ 消防訓練等

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常召集、通信連絡、火災防ぎょ技術、水防工法の修得、救助等の訓練を実施する。

訓練区分	対象物の種別
異常時火災訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 烈風下における市街地延焼防ぎょ訓練</li><li>・ 断滅水時における市街地延焼防ぎょ訓練</li><li>・ 多発火災防ぎょ訓練</li></ul>
特殊火災訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 密集市街地大火防ぎょ訓練</li><li>・ 学校等火災防ぎょ訓練</li><li>・ 共同住宅火災防ぎょ訓練</li><li>・ 工場一般火災防ぎょ訓練</li><li>・ 危険物貯蔵（取扱）所火災防ぎょ訓練</li><li>・ 高圧ガス、高圧電気施設火災防ぎょ訓練</li></ul>
一般火災訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 応援部隊誘導想定訓練</li><li>・ 林野火災防ぎょ訓練</li><li>・ その他必要と認める地区及び対象防ぎょ訓練</li></ul>

## エ 警備訓練

府警察（豊能警察署）自治会等の協力を得て、犯罪防止を重点とした警備について訓練を実施する。

## オ 避難救助訓練

関係機関、住民の協力を得て、避難の勧告・指示及び誘導、救出・救助、応急医療について訓練を実施する。

## カ 水防訓練

関係機関と協力して、水防活動の円滑な実施を図るため、水位雨量観測、水防要員等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の修得、避難等の訓練を実施する。

## キ 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

## 2 事後評価

防災訓練の実施主体は、防災力をさらに向上するため、実施した防災訓練について問題点や課題を抽出し、これに対する改善方法等の検討・協議を行うよう努める。



## 第8 人材の育成

防災体制の強化とあわせて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育の充実に努める。

### 1 職員の防災教育

町職員の防災意識の高揚を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

#### (1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災活動マニュアル等の配付

#### (2) 教育の内容

- ア 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- イ 災害対策活動の概要
- ウ 非常参集の方法
- エ 災害時の役割の分担
- オ 災害時の指揮系統の確立
- カ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び災害の種別ごとの特性
- キ 過去の主な被害事例
- ク 防災知識と技術
- ケ 防災関係法令の適用
- コ その他必要な事項

### 2 災害応急活動体制の検討

災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題、地域防災計画の改訂等を踏まえ、「町職員防災マニュアル」を改訂する。

## 第9 防災用資機材等の確保

応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

### 1 人材、装備、資機材の確保

町は、防災用資機材等の充実に努めるとともに、関係団体等との協定締結を推進し、災害発生時における技術者や資機材等の確保に努める。

また、大規模事故災害等に対応できるよう、消火薬剤等の備蓄を推進するとともに、被害の状況に応じて消毒を施行するため、必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

### 2 資機材の点検

災害応急対策に万全を期すため、保有する車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検・整備、補充交換を行う。

### 3 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

資料1-2-15 防災用備蓄倉庫の状況 参照

## 第10 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

### 1 被害想定 of 調査研究

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災体制等について調査研究に努める。

### 2 災害復興のまちづくりの研究

地震災害や比較的規模の大きな火災によって、既成市街地が著しい被害を受けた場合、被災後の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、まちづくりに関する整備手法や土地利用計画等について、住民の意見を聴取しながら検討が進められる体制づくりに努める。

## 第2節 情報収集伝達体制の整備

町、府及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報の伝達体制の整備に努める。

《担当部・機関》

各部局、消防本部、府、関係機関
-----------------

### 第1 収集伝達の体制の強化

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

#### 1 勤務時間内の情報の収集及び伝達

府防災情報システム及び府防災行政無線によって伝達される防災情報や気象情報を、総務部自治人権課が受理し、必要な情報は庁内放送及び町防災行政無線等によって職員に伝達する。

#### 2 勤務時間外の情報の収集及び伝達

府防災情報システム及び府防災行政無線によって伝達される防災情報や気象情報を、当直者（警備員）が受理し、自治人権課長に連絡する。自治人権課長は、総務部長を介し町長に連絡し、組織体制や応急対策に関する指示を仰ぎ、各部課の連絡担当者を通じて関係職員に連絡する。

#### 3 緊急防災要員による被害状況の把握

勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合、緊急防災要員は、徒歩や自転車であらかじめ定められた経路の被害状況等を迅速に把握し、災害対策本部に伝達する。

### 第2 通信手段の整備

災害発生時の情報体制を確保するため、平常時から、通信手段の整備を図るとともに保安管理の徹底を行う。

#### 1 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

#### 2 通信手段の多様化

携帯電話等の連絡手段の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上を図る。

### 3 防災行政無線・消防無線等の整備・拡充

災害時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うために、災害時に必要な情報を住民に伝達する手段として、防災行政無線の整備・拡充を行う。

#### (1) 防災行政無線整備

情報連絡体制の充実に向けて、平常時からの防災行政無線の効果的な運用に努めるとともに有線途絶時の情報連絡のため、災害現場からのファクシミリ、静止画像等を通信するため、通信システム整備に努める。

#### (2) デジタル移動無線システム

現在運用している地域防災無線、防災行政無線及び一般行政用の移動系無線を統合的に運用するため、「デジタル移動無線システム」の導入に努める。

#### (3) 消防無線の整備充実

消防本部は、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うため、消防無線の整備充実に努める。

#### (4) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

### 4 土砂災害情報相互通報システムの整備

土砂災害から人命を守るため、平常時から災害時を通じて土砂災害関連情報を住民と町が相互に通報するシステムを土砂災害情報相互通報システム整備事業によって構築している。

#### (1) 気象情報処理装置（庁内閲覧用）の設置

#### (2) 無停電電源装置の設置

#### (3) 電話応答装置の設置

#### (4) 防災気象情報サイトの作成

#### (5) 住民啓発用パンフレットの作成

### 5 府防災情報システムの活用

災害状況を即座に把握するため、平常時から府防災情報システムを活用し、被害状況に応じた初動体制の確立を目指す。

## 第3 災害広報体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

### 1 広報体制の整備

#### (1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任する。

#### (2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

#### (3) 広報文案の事前準備

- ア 地震の規模・余震・気象・水位等の状況
- イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

## 2 住民への情報提供体制

報道機関を通じた情報提供、広報車による広報等の体制を確立するとともに、インターネット等による情報提供を検討する。

また、避難所となる公民館・学校に設置した町防災行政無線を活用するとともに、提供情報の点字化、ファクシミリによる情報提供を行うなど、災害時要援護者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

## 3 住民への広報手段の周知

- (1) 広報紙等によりインターネット等の利用について周知を図る。
- (2) 災害時はテレビ、ラジオ等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
- (3) あらかじめ、町役場、吉川支所、消防署、駅、避難所等の災害時情報拠点を設定し、住民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報等を掲示板等で広報する方法を定めておく。

## 4 外国人等への対応

言葉に不自由又は地理に不案内な外国人等が安心して行動できるような環境をつくるため、防災情報の提供及び地域社会との連携に努める。

- (1) 防災情報の提供  
外国人向けの防災パンフレット等の広報印刷物の作成・配布に努める。
- (2) 案内標識の検討  
避難地・避難所の案内標識の設置にあたっては、日本語標記にあわせて、外国語の標記に努め、標記する言語について検討する。

## 5 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、電話やファクシミリ、相談窓口の設置などの広聴体制の整備に努める。

## 6 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

# 第4 災害情報共有化の推進

平常時のみならず災害時においても、情報を各部で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、地図情報システム構築の推進を検討する。

## 第3節 火災予防対策の推進

町及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、地震等に伴う市街地大火、林野火災等に対し、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や地震発生時の火気の取扱い等の啓発活動の推進と自主防災組織の育成に努める。

また、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

《担当部・機関》

消防本部
------

### 第1 建築物等の火災予防対策

住宅、事業所等からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

#### 1 一般建築物（住宅を含む）

##### （1）予防査察

消防機関は消防法第4条、第4条の2に基づき、次により防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況の査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導を行う。

##### ア 予防査察の方法

消防機関は、学校、病院等、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物について、消防設備、火気使用器具等の位置、構造及び管理の状況を関係法令、条例に基づいて検査するとともに、地震時における転落、落下物等による出火危険についても十分考慮し、火災予防上必要があると認める場合又は火災が発生すれば人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者等に対し必要な改善等を行わせるものとする。

##### イ 予防査察の実施

（ア）消防機関は、管内の全防火対象物に対し、年間を通じ定期的に予防査察を実施し、常に防火対象物の状況を把握する。

（イ）消防機関は、防火対象物の種類に応じ、出火危険時期等を考慮し通常の予防査察の他に緊急予防査察、特別予防査察を実施する。

##### ウ 法令違反に対する措置

査察の結果、消防関係法令に違反し、かつ是正されない事項について諸法令にてらしあわせて警告・命令又は告発等違反処理を行い早期是正を図る。

##### （2）防火管理制度の推進

一般建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、防火基準適合への取組みを推進する。

(4) 住民、事業所に対する指導及び啓発

ア 春秋に全国一斉に実施される火災予防運動により、住民、事業所に対し防火意識の啓発を図る。

イ 震災時に多発が予想される出火危険を排除するため、町火災予防条例により耐震安全装置付火気使用設備器具の普及を図る。

ウ 町内一般住宅に対し、防火診断の実施に努めるとともに、住民に対し、出火防止や火気の手扱いなど防災知識の啓発、消火器具等の普及、住宅用防災機器の設置を推進し、地震発生時の火気使用器具、電気器具の取扱い及び初期消火の方法についての指導も行い、出火防止と初期消火の徹底を図る。

エ 住民に対する講演会、初期消火訓練等の実施に努める。

オ 事業所における防火管理知識、消防用設備の維持管理等防火管理体制の強化を図るため、防火管理者及び危険物取扱者、消防設備等一般関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し防火意識の向上を図る。

また、自衛消防組織による訓練を実施して、事業所の防災機能強化、消防訓練を推進し、初期消火体制の充実を図る。

2 高層建築物

高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

高層建築物（高さが31mを超える建築物）

(2) 共同防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(3) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

## 第2 林野火災予防対策

町及び林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 消防組織の連携強化

林野火災等に対処するため、消防組織法第21条の規定により、隣接市町相互間の連携の強化を図る。

2 出火防止

出火防止にあたっては、次の点に留意する。

- ( 1 ) 巡視監視
- ( 2 ) 下草等易燃物の整理等の指導
- ( 3 ) 住民、事業所に対する啓発
- ( 4 ) 森林法に基づく火入れの許可（町長による許可）
- ( 5 ) 火入れ等の指導（林野に近接した防火対象物に対する指導）

### 3 延焼防止

延焼防止にあたっては、次の点に留意する。

- ( 1 ) 水利の確保及びスコップ、可搬式ポンプ等の消火機材の整備
- ( 2 ) 可燃物の除去
- ( 3 ) 防火線、防火樹帯等の構築

### 4 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。

- ( 1 ) 消火作業機器等の整備  
林野火災用車両、可搬式ポンプ・送水装置、背負式散水装置、チェンソー等作業用機器
- ( 2 ) 消火薬剤等の備蓄  
消火薬剤（エフアール・S）、消火用増粘剤（サンローズEX-1）



## 第4節 消火・救助・救急体制の整備

《担当部・機関》

町消防本部

### 第1 消防計画の策定

消防機関が消防活動を行ううえでの基本方針となる消防計画を、地域の実態に即して具体的かつ効率的に策定するものとする。特に、地震時には同時多発の火災が発生し、延焼火災となることが予測される。これに対する消防活動を時系列でみると、出火防止、初期消火、延焼防止となり、避難計画と関連が深く、また、消防ポンプ自動車等の走行道路の確保等は緊急輸送計画と関連が深いため、総合的な見地からの消防計画を策定する。

なお、消防計画に定めるべき大綱及び内容の主要事項は次のとおりである。

#### 1 消防計画の大綱

- (1) 消防力等の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査に関すること。
- (3) 防災教育訓練に関すること。
- (4) 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- (5) 災害時の避難、救助、救急に関すること。
- (6) その他災害対策に関すること。

#### 2 消防計画の内容

- (1) 組織計画（組織機構、災害時の消防隊等の班及び部隊の編成）
- (2) 消防力等の整備計画（消防力等の現況、施設及び資機材の整備点検）
- (3) 調査計画（消防水利調査、災害危険区域等調査）
- (4) 教育訓練計画（教育、訓練）
- (5) 災害予防計画（火災予防指導、火災予防査察、風水害等の予防指導、広報活動）
- (6) 情報計画（情報収集、情報報告及び連絡、情報広報、情報記録）
- (7) 消防活動計画（建物火災防ぎよ、危険物災害の防ぎよ）
- (8) 避難計画（勧告及び指示の基準、伝達、避難場所への誘導方法、避難場所の警戒）
- (9) 救急救助計画（非常招集、出動、医療機関等との協力体制）
- (10) 応援協力計画（協定機関、応援の方法、資料の交換）

## 第2 消防力の充実

大規模火災などに備えて、消防力の充実に努める。

### 1 消防施設の充実

「消防力の基準」(昭和36年8月1日 消防庁告示第2号)に基づき、消防車両などの消防施設情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の増強充実に努める。

また、消防庁舎の耐震化の促進に努める。

#### (1) 消防機動力の増強

情報収集伝達能力の強化のための通信設備、消防車両等の資機材の整備に努める。

#### (2) 消防署、消防団、ポンプ自動車等の整備

消防に関する都市等級調査を実施し、市街地内の潜在的な出火延焼危険の実体を把握し、消防署、消防団、ポンプ自動車の合理的な配置、増強を推進する。

### 2 消防水利の整備

『消防水利の基準』(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)及び府計画に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」に基づき、災害時の消火用水として消火栓や耐震性防火水槽等を設置・拡充するとともに、プールや河川等の利用を含め、地区の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の確保を図る。

また、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

### 3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

### 4 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

#### (1) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などによって、組織の強化に努める。

#### (2) 消防施設・装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材の充実強化を図る。

#### (3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るために教育訓練を実施するとともに、消防団が行う一般教養訓練の計画策定及び指導を行う。

### 第3 救急救助体制の充実

救急隊員の救急に関する知識の高度化及び技能の向上を図るため教育訓練を実施するとともに、救命・救急機能を強化した救急車等の資機材の充実強化を図る。

### 第4 応援体制の充実

消防相互応援協定締結の消防機関との連携体制を強化するほか、受け入れ体制の整備に努める。

#### 1 消防組織の連携強化

大火災等に対処するため、消防組織法第21条の規定により、隣接市町相互間の連携の強化を図る。

##### (1) 京都中部広域消防組合、豊能町、亀岡市消防相互応援協定

(昭和59年3月31日 火災又は救急業務を必要とする事態の発生を覚知した場合)

加入団体...豊能町、京都中部広域消防組合、亀岡市

##### (2) 能勢町・豊能町消防相互応援協定

(昭和62年4月1日 火災及び救急業務の発生を認知した場合)

加入団体...豊能町、能勢町

##### (3) 航空消防応援協定

(平成6年11月1日 回転翼航空機による消防業務の応援)

加入団体...豊能町、大阪市、その他府下全市町村及び4組合

##### (4) 箕面市・豊能町消防相互応援協定

(昭和60年5月1日 火災及び救急業務の発生を認知した場合)

加入団体...豊能町、箕面市

##### (5) 茨木市・豊能町消防相互応援協定

(昭和63年5月1日 火災及び救急救助事務を必要とする事態の発生を覚知した場合)

加入団体...豊能町、茨木市

##### (6) 川西市・豊能町消防相互応援協定

(昭和62年10月1日 火災又は救急を覚知した場合)

加入団体...豊能町、川西市

##### (7) 大阪府下広域消防相互応援協定

(平成13年10月1日 大規模な災害の応援)

加入団体...府下の消防本部を設置する市、町

##### (8) 災害時相互応援協定

(平成9年2月10日 広域的な災害時における応援)

加入団体...豊能町、豊中市、池田市、箕面市、能勢町

### 第5 連携体制の整備

府、府警察(豊能警察署)、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

## 第5節 応急医療体制の整備

町及び府は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

《担当部・機関》

生活福祉部、池田保健所、池田市医師会

### 第1 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

#### 1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班が「救護所」において実施する。

##### (1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

##### ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ（負傷者選別）等を行う。

##### イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

##### (2) 考え方

ア 医療機関を、できるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

#### 2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。（豊能町内の医療機関に限らず、災害医療協力病院（豊能二次医療圏）、基幹災害医療センター、地域災害医療センター、特定診療災害医療センター等で実施する。）

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

- ( 4 ) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

## 第2 応急医療体制の整備・拡充

町域の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって住民が医療の途を失った場合に、適切な医療が実施できるよう、現地医療体制を平常時から整備する。

### 1 災害医療情報の収集伝達体制の整備

#### ( 1 ) 連絡体制の整備

町及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

#### ( 2 ) 災害医療情報連絡員の指名

情報収集伝達手段が麻痺した場合にも医療機関の被害状況など地域における保健医療に関する情報を収集するため、あらかじめ災害医療情報連絡員を指名する。

#### ( 3 ) 広域災害・救急医療情報システムの整備

府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、町及び医療関係機関などに、大阪府広域災害・救急医療情報システムを拡充する。

### 2 医師会との協力体制の確立

一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、池田市医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。

また、府及び医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請した場合において、円滑な受け入れ及び救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

### 3 医療救護班の整備

池田市医師会の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準・派遣方法等についての計画を作成し推進する(「地震災害応急対策 第1章第7節応急医療対策」、「風水害応急対策 第2章第6節応急医療対策」参照)。なお、医療救護班の参集場所は町国保診療所、保健センターとする。

### 4 その他

( 1 ) 町は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

( 2 ) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

## 第3 現地医療体制の整備

### 1 応急救護所の設置

災害発生直後の短期間、災害現場付近で医療救護班による搬送前の応急措置やトリアージ(負傷者選別)等が行えるよう、救急救命士の育成や医療用資器材等の確保体制の整備に努める。

## 2 医療救護所の設置

災害発生直後から中長期間にわたって、主に軽症患者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、避難所など救護所設置予定場所を調査・検討する。また、災害時において、必要な医療救護班を町で編成できないときは、府に派遣を要請する。

なお、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

医療救護班の種類は次のとおり。

### (1) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

### (2) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

### (3) 薬剤師班

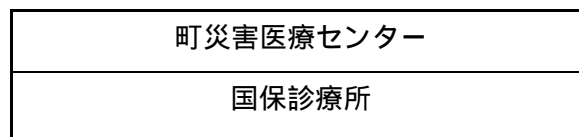
薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

## 第4 後方医療体制の充実

町域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図り、多数の傷病者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

### 1 町災害医療センターの整備

災害発生時に、医療救護活動の拠点となる町災害医療センターを選定し、施設の耐震化、医薬品及び医療用資器材の備蓄等を推進する。



資料1-2-16 災害医療センター一覧 参照

### 2 協力病院の拡充

多数の傷病者発生に対応できるよう、協力病院の拡充を推進する。

資料1-2-17 町内医療機関一覧 参照

## 第5 医療品等の確保体制の整備

備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資器材、医薬品等の確保体制を整備する。

- 1 医療用資器材の確保体制の整備  
災害の発生後、緊急に必要となる医療用資器材等については備蓄を推進する。  
また、池田市医師会や関連業者との協力によって医療用資器材の調達体制の整備を図る。
- 2 医薬品等の確保供給体制の整備  
平常時から府薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。  
また、備蓄のあり方についての検討を進める。

## 第6 傷病者等搬送体制の整備

災害発生時における傷病者、医療救護班、医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した輸送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

- 1 傷病者の搬送  
特定の医療機関へ患者が集中しないよう、救急医療情報システムの受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。
- 2 医療救護班の搬送  
救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。
- 3 医薬品等物資の搬送  
医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

## 第7 個別疾病対策の推進

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

## 第8 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請がスムーズに進み、協力病院をはじめ、池田市医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

## 第9 医療関係者に対する訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。  
町、府及び災害医療関係機関は、共同して災害医療訓練を実施する。

## 第6節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

《担当部・機関》

総務部、教育委員会、府、豊能警察署、関係機関

### 第1 輸送手段の整備

陸上輸送、航空輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、平常時から災害時に備えて関係機関、民間団体等との協力体制の推進に努める。

### 第2 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

#### 1 緊急交通路の選定

##### (1) 府選定の広域緊急交通路

府が選定している町に係る広域緊急交通路は、次のとおりである。

道路区分	路線名称	区 間
一般国道	国道423号	京都府境(豊能町)～木部(R173池田市)

##### (2) 地域緊急交通路の選定(町選定)

関係機関と協議のうえ、広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、町内の備蓄倉庫、緊急医療機関(町災害医療センター)等を連絡する道路を地域緊急交通路として選定する。

道路区分	路線名称	区 間
一般国道	国道477号	兵庫県境(豊能町)～野間中 (国崎野間口線 能勢町)
主要地方道	茨木能勢線	箕面市境(豊能町)～能勢町境 (国崎野間口線)
一般府道	国崎野間口線	野間口(R423)～野間中(R477能勢町) 野間口(R423)～能勢町境(茨木能勢線)
〃	余野車作線	余野(R423)～茨木市境(豊能町)
〃	余野茨木線	余野(R423)～茨木市境(豊能町)

資料1-2-23 緊急交通路指定図 参照



## 2 緊急交通路の周知

府が指定する広域緊急交通路及び町が指定する地域緊急交通路について、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、災害時の避難にあたっては車両を使用しない旨を広報等によって、住民や事業所等へ周知徹底を図る。

## 3 緊急通行車両の事前届出

町所有の車両については、災害対策基本法第50条に基づき、実施責任者によって緊急通行車両の事前届出の手続きを行う。

町及び関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、町所有車両を緊急通行車両として豊能警察署を経由して、府公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて災害に備える。

### (1) 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- ア 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両。
- イ 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両。
- ウ 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

### (2) 届出済証の返還

次の場合、速やかに豊能警察署長を経由して届出済証を返還する。

- ア 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- イ 当該車両が廃車となったとき。
- ウ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

## 4 備品等の整備

通行禁止等を示す看板、カラーコーンなど必要な備品の整備に努める。

## 5 道路障害物除去体制の整備

- (1) 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去体制の整備を推進する。
- (2) 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。
- (3) 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

## 6 震災時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

## 7 交通規制・管制体制の確保

災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

### 第3 航空輸送体制の整備

府等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの選定整備に努める。

#### 【選定基準】

- ア 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）。
- イ 地面斜度が6度以内のこと。
- ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること。
- エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと。
- オ 車両等の進入路があること。
- カ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。

#### 【必要最小限度の地積】

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

災害時用臨時ヘリポート
東能勢中学校、吉川中学校

資料1-2-18 災害時用ヘリポート一覧 参照

## 第7節 避難収容体制の確立

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

《担当部・機関》

総務部、生活福祉部、建設水道部、教育委員会
-----------------------

### 第1 避難地、避難路の選定

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための避難地を選定する。

#### 1 火災時の避難地の選定

##### (1) 一時避難地

火災発生時や余震等の二次災害に備えて住民が一時的に自主避難できる都市公園等を一時避難地として選定する。

一時避難地
東能勢小学校グラウンド、城山高校グラウンド、野間口青少年グラウンド 旧高山小学校グラウンド、希望ヶ丘スポーツ広場、吉川小学校グラウンド、 東ときわ台小学校グラウンド、光風台小学校グラウンド、光風台2丁目公園

資料1-2-19 一時避難地一覧 参照

#### 2 その他の避難地及び避難路の選定

浸水、土石流及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。

##### (1) 避難地

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

##### (2) 避難路

避難地又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

### 第2 避難地、避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、一時避難地、避難路を災害時要援護者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

#### 1 一時避難地

##### (1) 周辺の緑化の促進

##### (2) 複数の進入口の整備

- ( 3 ) バリアフリー化の推進
- ( 4 ) 避難地標識等による住民への周知

## 2 避難路

- ( 1 ) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ( 2 ) 落下・倒壊物対策の推進
- ( 3 ) 誘導標識、誘導灯の設置
- ( 4 ) 段差解消、誘導ブロックの設置

## 第3 避難所の選定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失によって避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を選定、整備する。

### 1 避難所の選定

地震によって住家が全半壊、全半焼した場合や風水害時に、町が必要に応じ避難所として開設できる場所を自治会、町内会単位で選定する。

なお、府による被害想定により、避難生活者数が最も多く想定される上町断層系地震の際の避難所の必要面積は、353m<sup>2</sup>である。

### 2 指定避難所以外の避難収容施設の確保

地震等の大規模災害による多数の避難生活者の発生に備え、町所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者との協議を行うなど、指定避難所以外の避難収容施設の確保に努める。

### 3 避難所の施設・設備の整備

#### ( 1 ) 耐震化・不燃化の促進

災害発生時に避難所として機能するよう、また、避難者の安全が確保できるよう、施設の耐震化・不燃化を促進する。

#### ( 2 ) 必要設備・機器等の整備

避難所での生活に必要な便所、炊事場等の設備及び日常生活用具等備品の整備に努めるとともに、災害関連情報及び生活関連情報の収集に必要な通信設備・機器の整備を推進する。

日常生活用品等備品については、施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。

#### ( 3 ) 生活水の確保

避難所での生活用水等を確保するため、避難所となる小学校及び中学校においては、既存プールの改修、新設工事にあわせ耐震強化に努める。

#### ( 4 ) 福祉的整備の推進

ア 大阪府福祉のまちづくり条例に基づいた整備改善

イ 福祉仕様のトイレ・スロープ・手すり等の設置（福祉仕様のトイレの設置については障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）

ウ 避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）において支障なく移動できるルート（仮設スロープ等）の確保

#### 4 避難所の管理・運営体制の整備

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制
- (5) 避難所の管理運営マニュアルの作成

避 難 所
余野自治会館、木代自治会館、中央公民館、双葉保育所 東能勢小学校体育館、希望ヶ丘集会所、東能勢幼稚園 農村婦人の家、府立城山高等学校体育館、ふれあい文化センター ふれあい文化センター分館、野間口老人憩いの家、野間口青少年体育館 旧高山小学校体育館、吉川公民館、吉川小学校体育館 吉川保育所、東ときわ台自治会館、東ときわ台小学校体育館 吉川幼稚園、西公民館、光風台自治会館、光風台小学校体育館 光風台幼稚園、新光風台自治会館、スポーツセンターシートス

：風水害時は不適

資料1-2-20 避難所一覧 参照

## 第4 福祉避難所の選定、整備

### 1 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定

避難所での生活が困難な要援護高齢者、障害者等を収容できる福祉的整備の整った施設を福祉避難所として選定する。

### 2 福祉避難所の整備

要援護高齢者、障害者等の相談等が実施できる窓口の設置や要員の確保等の体制整備の充実を図るとともに避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から町社会福祉協議会等との連携に努める。

福祉避難所
老人福祉センター永寿荘、老人福祉センター豊寿荘

資料1-2-21 福祉避難所一覧 参照

## 第5 避難誘導體制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

### 1 案内標識等の設置

避難地、避難路、避難所に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から住民への周知を図る。

### 2 災害時要援護者避難誘導體制の整備

(1) 府が示す指針に基づき、町が作成するマニュアルに則して、生活福祉部が中心となって民生委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に充分留意しながら要援護高齢者、障害者等の所在等の把握に努める。

(2) 要援護高齢者、障害者等の避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

(3) 言葉の不自由な外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難等に関するパンフレットを作成・配布するよう努める。

### 3 在宅要介護者の把握

民生委員、地域住民、町社会福祉協議会等の協力を得て、対象者の把握に努めるとともに、対象者名簿を作成する。ただし、これらの対象者名簿については、プライバシー保護の立場からその管理に十分注意する。

### 4 学校、医院等における避難誘導體制の整備

学校、医院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

## 第6 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

### 1 建設候補地の事前選定

あらかじめ、町域の都市計画公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地を選定する。応急仮設住宅の候補地の一戸あたりの面積は、50㎡以上とする。なお、町の被害想定から、全壊に焼失を加えた世帯数に災害救助法の設置戸数（3割）を勘案し、算出された応急仮設住宅建設予定地の必要面積は0.1haである。

### 2 高齢者・障害者に配慮した住宅の確保体制の整備

高齢者や障害者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう、府と連絡調整を行う。

応急仮設住宅建設候補地

東ときわ台 6 丁目公園、新光風台 4 丁目 2 号公園、希望ヶ丘 2 丁目 1 号公園

資料1-2-22 応急仮設住宅建設候補地 参照

## 第8節 二次災害防止体制の整備

町及び府は、地震災害後の二次災害発生を防ぐため、建築・砂防関係団体と協力し、地震により被災した建築物、地盤等の不安定な地域の危険度を判定するための制度を整備する。

《担当部・機関》

建設水道部、府、関係機関
--------------

### 第1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

住民の安全確保を図るため、府と協力し、地震によって被災した建築物等の危険度判定体制の整備に努める。

#### 1 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

町は、府が実施する被災建築物応急危険度判定講習会に対し、建築関係団体と協力し、応急危険度判定士の養成、登録を推進する。

#### 2 実施体制の整備

町は、判定主体として、被災建築物応急危険度判定に必要なマニュアル、備品、宿泊施設の整備に努めるとともに、府から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

#### 3 制度の普及啓発

町は、府及び建築関係団体と協力して、被災建築物応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

### 第2 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、府と協力し、被災した宅地の危険度を判定する体制の整備に努める。

#### 1 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府に協力し、被災宅地危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を推進する。

#### 2 実施体制の整備

被災宅地危険度判定に必要なマニュアル、備品、宿泊施設の整備に努めるとともに、府から派遣された被災宅地危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

#### 3 制度の普及啓発

町は、府と協力して、被災宅地危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報



紙等を通じて普及啓発に努める。

### 第3 斜面判定制度の活用

土砂災害から住民を守るために、府と大阪府砂防ボランティア協会が協力して行う斜面判定制度の活用を推進する。

#### 1 実施体制の整備

府及び砂防関係団体との連携によって、斜面判定制度の整備を図る。

#### 2 斜面判定制度の普及啓発

府及び大阪府砂防ボランティア協会と連携し住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 第9節 緊急物資の確保供給体制の整備

災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

《担当部・機関》

総務部、生活福祉部、建設水道部、府、関係機関
------------------------

### 第1 飲料水・生活水の確保

震災時において、被災者の飲料水供給を確保できるよう、給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実を図るとともに、応急給水を実施する体制の整備を図る。町及び府は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように体制の整備に努める。

#### 1 給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実

- (1) 災害時の給水拠点として、町内の浄水場、配水場の整備を図る。
- (2) 飲料水用耐震性貯水槽の設置を図る。
- (3) 学校等への耐震性プール建設及びろ過器の配備を推進し、緊急時においてプールに確保した水を飲料水として活用できるよう整備を図る。
- (4) 給水車の増強を図る。
- (5) 非常用飲料の水袋の備蓄を図る。
- (6) 応急給水マニュアルの整備を図る。

#### 2 応急給水体制の整備

- (1) 給水拠点及び給水車による応急給水体制の整備を図る。
- (2) 被災の状況に応じて町内各所の消火栓等を活用した応急給水体制の整備を図る。
- (3) 府との相互協力のもと、大阪府水道震災対策中央本部体制を整備する。

## 第2 食料及び生活必需品の確保

重要物資の備蓄に努めるとともに、その他の物資の確保体制を整備する。

### 1 重要物資の備蓄

府及び町の被害想定に基づき算定された備蓄目標量に基づき、重要物資の備蓄に努める。

備蓄品目	重要物資確保の基準について	町備蓄量	備蓄目標量
アルファ化米等	避難所生活者数の1食分を町及び府がそれぞれ備蓄	4,200食	214食
高齢者用食	避難所生活者数(要援護高齢者等)の1食分を府及び町がそれぞれ備蓄(人口比2%で算出)	100食	4食
粉ミルク	避難所生活者数(乳児)の1日分以上を府及び町がそれぞれ備蓄(人口比1.5%、人工授乳率70%で算出)	16缶	2人・日
哺乳瓶	避難所生活者数(乳児)分を町が備蓄。府は予備分を備蓄(人口比1.5%、人工授乳率70%で算出)	10本	2本
毛布	避難所生活者数のうち災害時要援護者分〔子ども、高齢者等〕(人口比30%)を町が、その他を府がそれぞれ備蓄	900枚	64枚
おむつ	避難所生活者数(乳児)の1日分を府及び町がそれぞれ備蓄(人口比3%、1日5個で算出)	498個	32個
生理用品	避難所生活者数(女性)の1日分を府及び町がそれぞれ備蓄(幼児、高齢者を除いた人口〔人口比65%〕のうち女性〔人口比51%〕、1日5個で算出)	624個	355個
簡易トイレ	避難所生活者数100人に1基を町(ボックス型)が備蓄。府は組立型を500人に1基備蓄、調達する仮設トイレを含めて100人に1基を確保	20基	2基
備蓄水	-	2400本 (490ml缶)	-

\* 備蓄目標は、避難生活者の想定が多い府の備蓄目標量を採用した。

資料1-2-24 大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について 参照

### 2 その他の物資の確保

備蓄物資の他に必要な物資を確保するため、民間業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結するなど確保体制を整備する。なお、確保する物資は次のとおりである。

- ( 1 ) 精米、即席麺などの主食
- ( 2 ) 野菜、漬物、菓子類などの副食
- ( 3 ) 被服（肌着等）
- ( 4 ) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- ( 5 ) 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- ( 6 ) 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ( 7 ) 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ( 8 ) 要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- ( 9 ) 棺桶、遺体袋
- ( 10 ) その他必要物資

### 3 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また、迅速に備蓄物資を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努める。

- ( 1 ) できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- ( 2 ) 備蓄物資の点検及び更新
- ( 3 ) 定期的な流通在庫量調査の実施
- ( 4 ) 供給体制の整備

## 第3 住民における備蓄の推進

最低限の水（1日1人あたり3リットル）と食料、衣類等は、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくなど、必要な当座の物資（おおむね2日～3日間しのぐことができる量）を各人で確保しておくよう周知する。

## 第10節 ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

《担当部・機関》

総務部、建設水道部、関係機関
----------------

### 第1 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

#### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための大阪府のアクアネット大阪（大阪府市町村水道情報交換システム）を整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (5) 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、管路図等の管理体制を整備する。

#### 2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な災害備蓄用材料の確保を推進するとともに、調達体制の整備に努める。
- (2) 給水車等の保有資機材の点検に努める。

#### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

#### 4 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 震災時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、府北大阪上水道協議会等と協力して大阪府水道震災対策中央本部組織を整備する。  
また、災害時に備え平常時から府営水道や近隣市町との連携体制の強化に努める。
- (3) 府県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

## 第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

### 2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努める。
- (2) 保有資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

### 4 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるとともに、府、市町村間の協力体制を整備する。
- (2) 府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づく近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

## 第3 電力（関西電力株式会社池田営業所）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めるとともに、対策要員の動員体制を整備する。
- (2) 重要施設への電力供給を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

### 2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制、災害対策用設備を整備するとともに、災害対策用車両の配備増強を推進する。
- (2) 保有資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

### 4 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、電力会社相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

## 第4 ガス（大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部）

災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
  - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
  - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

### 2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料の確保体制を整備するとともに、緊急時通信機器及び消火・防火設備の整備充実に努める。
- (2) 保有資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

### 4 協力体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

## 第5 電気通信(西日本電信電話株式会社)

災害によって電気通信施設又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

### 1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

### 2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

### 3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
  - ア 災害予報及び警報の伝達
  - イ 非常招集
  - ウ 災害時における通信疎通確保
  - エ 各種災害対策機器の操作
  - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
  - カ 消防及び水防
  - キ 避難及び救護
- (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

### 4 協力体制の整備

- (1) 具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送



等の協力体制を整備する。

- (2) グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

## 第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、住民の意識向上を図る。

- 1 町は、平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。
- 2 関西電力株式会社及び大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏えい、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社は、災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報する。

## 第11節 交通確保体制の整備

鉄道及び道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から体制を整備するよう努める。

《担当部・機関》

建設水道部、府、関係機関
--------------

### 第1 鉄道施設（能勢電鉄株式会社）

鉄道施設管理者は、応急復旧のための資機材を整備するとともに、乗客の避難、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

### 第2 公共輸送機関（阪急田園バス株式会社）

阪急田園バス株式会社は、災害時における乗客の安全を確保するため、運行路線及び安全点検を行うための人材確保等の応急点検体制の整備に努める。

### 第3 道路施設（町、府）

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

## 第12節 営農対策の推進

町及び関係機関は、災害による農作物等の被害（病害虫を含む）の減少を図る防災営農を推進するため、防災営農技術の浸透に努めるとともに、府の援助を得て、指導体制の確立と、その普及に努める。

《担当部・機関》

建設水道部、府、関係機関
--------------

### 第1 指導体制の確立

防災営農技術等を農家へ迅速に伝達し、防災営農を推進するため、町、大阪北部農業協同組合の営農指導職員、農家の指導体制を確立するとともに、関係機関及び団体との連携を図り、防災営農技術の浸透に努める。

### 第2 営農技術の確立及び普及

防災営農技術の確立を図るとともに、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及に努める。

### 第3 畜産対策

家畜伝染病の予防については、平素から畜産農家にその指導を行うとともに、国の防疫方針に基づく府（北部家畜保健衛生所）の指示に従い、これに協力してまん延防止に万全を期す。

## 第3章 地域防災力の向上

### 第1節 防災意識の高揚

防災諸活動の成果をあげるため、住民に対し防災知識の普及啓発に努めるとともに、防災教育を実施し、防災意識の高揚を図る。これらの実施にあたっては、災害時要援護者に配慮するとともに、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

《担当部・機関》

総務部、生活福祉部、教育委員会

#### 第1 防災知識の普及啓発

住民が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発に努める。

##### 1 普及啓発の内容

###### (1) 災害の知識

- ア 災害の態様や危険性
- イ 各関係機関の防災体制及び講じる内容
- ウ 地域の危険場所

###### (2) 災害への備え

- ア 2～3日分の飲料水、食料及び生活必需品の備蓄
- イ 非常持ち出し品の準備
- ウ 家具等の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- エ 避難地・避難路・避難所、家族との連絡方法等の確認
- オ 自主防災組織活動、救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性

###### (3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 初期消火、救出救護活動
- ウ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- エ 情報の入手方法
- オ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- カ 災害時要援護者への支援
- キ 避難生活に関する知識

##### 2 普及啓発の方法

外国語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障

害者・聴覚障害者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(1) パンフレット等による啓発

- ア 広報紙、防災パンフレット等の作成配布
- イ 広報車等の巡回
- ウ 防災ビデオの活用
- エ 町ホームページの活用

(2) 活動等を通じた啓発

- ア 講演会、防災展等の開催
- イ 映画、スライド上映会の開催
- ウ 住民参加型防災訓練の実施
- エ 地域社会活動の促進・活用

## 第2 学校等における防災教育

防災意識の高揚を図り、児童・生徒の安全を守るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。

### 1 教育の内容

- (1) 身の安全の確保方法、家族・学校との連絡方法
- (2) 避難地・避難路・避難所の場所、避難方法
- (3) 災害についての知識
- (4) ボランティアについての知識・体験

### 2 教育の方法

- (1) 防災週間等における訓練の実施
- (2) 防災をテーマにした図画、作文の作成
- (3) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (4) 特別活動を利用した教育の推進

## 第2節 自主防災体制の整備

住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

《担当部・機関》

総務部、生活福祉部、関係機関
----------------

### 第1 自主防災組織の育成

コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の育成に努めるとともに、資機材の支援、技術的指導に努め、自主防災組織の育成を図る。

#### 1 自主防災組織の結成促進

住民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の必要性を啓発し、自治会等を単位として自主防災組織の結成及び組織リーダーの育成を促進する。

#### 2 自主防災組織の活動内容

##### (1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（災害時要援護者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）

##### (2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）

#### 3 各種組織の活用

自治会、自主防犯組織等の住民の各種組織における自主的な防災活動の促進を図る。

#### 4 各種組織のコミュニティ強化

町域内の民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進するとともに地域住民相互のコミュニティ強化など、協力体制の整備に努める。

## 5 自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動に必要な資機材の支援や技術的指導に努める。

### (1) 資機材の支援

自主防災組織の活動に必要な資機材の支援に努める。

### (2) 技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。

## 第2 事業所による自主防災体制の整備

従業員及び利用者等の安全確保並びに事業所等が立地する地域での的確な防災活動を実施するため、事業所の防災体制の充実強化及び地域の自主防災組織との連携強化を図る。

### 1 啓発の内容

#### (1) 平常時の活動

ア 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）

イ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）

ウ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）

エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）

オ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

#### (2) 災害時の活動

ア 避難誘導（安否確認、避難誘導、災害時要援護者への援助など）

イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）

ウ 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）

エ 情報伝達（地域内での被害情報の町への伝達、救援情報などの周知など）

オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

### 2 啓発の方法

府及び経済団体と連携して、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

#### (1) 広報紙（誌）などを活用した啓発

#### (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）

#### (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施

#### (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

### 第3 救助・初期消火活動の支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、小学校、中学校、消防団詰所、交番など必要な場所に救助・救急用資機材を配置する。

また、初期消火活動に活用できるよう、地域の実情に応じて消火用資機材の配置に努める。



## 第3節 ボランティア活動環境の整備

府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に連携して、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて、必要な環境整備を図る。

《担当部・機関》

生活福祉部、関係機関
------------

### 第1 受入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時からボランティア活動推進機関と連携を図り、受入れ体制の整備に努める。

#### 1 受入れ窓口の整備

災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うため、生活福祉部の協力のもと、町社会福祉協議会が受入窓口を設置する。

#### 2 事前登録への協力

町社会福祉協議会との連携のもと、災害発生時に一般ボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府が行う事前登録に関する協力を努める。

### 第2 人材の育成

ボランティア活動を行う人材を育成するため、ボランティアコーディネーター等の養成に努めるとともに、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

#### 1 ボランティアコーディネーター等の養成

府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成、ボランティア活動のリーダーの養成に努める。

#### 2 意識の高揚

災害とボランティアの日（1月17日）及び災害とボランティア週間（1月15日から21日まで）の諸行事を通じ、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

### 第3 活動支援体制の整備

災害発生時に迅速なボランティア活動が行えるよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境整備に努める。

